

平成28年第1回定例会（3月）一般質問

（1）適正な公共調達について

2.適正な公共調達および町民からの信頼回復に向けた、新たな仕組みについて

○ 議員 宮下 裕美子 1点目の(2)に入りたいと思います。適正な公共調達および町民からの信頼回復にむけた、新たな仕組みについてということで、質問したいと思います。行政運営において法令遵守は当然であるが、法令の解釈や運用の違いによって問題が起きることはある。それを防ぐために、各自治体は常に点検と検証を行い、また、新たな仕組みを作って未然防止に努めています。他の町で事例があっただけでももう一度皆さん点検を行って、自分の町に同じような間違いが起きないかということ、どこの自治体もしていると聞いています。こうした日々の努力が町民の信頼につながり、行政運営を円滑に進めると思っています。今回、先ほどの(1)の問題で、様々なポイントで事務のミスと言われましたが、経理的にも少し不適切と思われるところが何点もありました。このようなことを踏まえ、町は適正な公共調達と町民の信頼回復に向けて、どのような方策をとるのか、お伺いします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほどの質問で、色々な問題点があったことについては、先ほど答弁したとおり、今回の住民課だけの問題であるとは考えていませんし、今回の事案をしっかりと職員みんなでこのようなことがないように今後も取組んでいきたいと思っております。(2)公共調達についてです。最初に公共調達ということで、今、私が理解していることを説明させていただくと、税金を使って行われる公約行為全般のことであり、地方自治法上ではより効果的に公益を図る目的からその契約方法として一般競争入札など4つの方法によるものと規定され、更には地方公共団体等でその手続きを定め契約の公正性・経済性・適正履行の確保を図るものでもあります。本町においても、これら法令等に遵守した公共調達事務の執行に努めていますが、残念ながら宮下議員の言われるご指摘に対してしっかり答えられなかったことは、残念でもあり、お詫びするところであります。前段の質問事項の関連から特に随意契約による公共調達について申し上げますと、随意契約の事務手続きについては、繰り返しますが、地方自治法そして同法施行令、月形町財務規則そ

れぞれで規定されており、それらを基準に現在契約事務を行っているところ
です。過去より地方自治体における公共調達随意契約の適正化に向けた取り
組みについては、各自治体に委ねられているものと認識しております。国に
おいても公共調達の適正化ということで、競争性及び透明性を確保すること
への取り組みが行われております。また、地方においても近年策定された自
治体の随意契約の運用指針ガイドラインを見ると、随意契約とする場合でも
できる限り競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めること
を基本とした内容になっており、多様な契約である場合においても指針に示
すものに該当すれども、慎重に扱うべく方針や契約ごとの内容、性質、目的
の他、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断しなければならない
旨、また、契約手続きの透明性の向上を図るための取り組みとして、契約を締
結した案件を公表するという内容になっております。これら随意契約の適正
な執行のための標準的な解釈指針を示したガイドラインを整備することによ
り、契約に係わる職員の統一的な共通認識として公正性の確保・経済性の確
保・適正履行の確保と契約の3原則を兼ね備えた適正な契約が可能となると考
えています。本町においても、本町の実態を踏まえ他の自治体の取り組み事
例や国の取り組み方針を意識しつつ、今後、随意契約の運用指針の内容つい
て検討を加え、ガイドラインとして整備して行きたいと考えております。こ
のことが新たな仕組みとして有効なことであり、現在の契約についての点検、
また、今後における契約事務の適正執行につながるものと思いますので、全
職員に対し改めて周知・指導して行きたいと考えているところです。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から新たな方向として随意契約ガイドライン
の作成という答弁がありました。ガイドラインをぜひ作っていただきたい。
なぜかと言えば、ガイドラインにも色々ありますが、職員が迷ったときどの
ように対処すればいいのかという指針や具体例が書かれているものがガイド
ラインで、そのことで職員も非常に業務がやり易くなると考えるからです。
ガイドラインの作成で一番気になることは、うちの町など特にそうですが、
身近に一者しか業者がない場合が考えられます。うちの町でもこれまで一
者特命随意契約をしたとき、近隣に請負業者がないことで、だから一者特
命随意契約を行ったという今回のごみの関係も最初はそこから始まったわけ
ですが、そういう場合があるわけです。そのときのガイドラインで、枝幸町
のガイドラインですが、町内に取扱い業者が一者しかいない場合は、次のよ

うに区域を拡大して適用しますということ、それから、金額によってどの区域からスタートするのかという区域制と金額を併せ持って業務を発注します。例えば、設計や調査の場合は、300万円以下の場合は、第1区域として町内に本店又は委託先を持つ業者、300万円から500万円以下の場合は、第2区域として第1区域及び近隣町村で具体的に名前が記載されていますが、そこに本店又は委託先を持つ業者となっており、基本的には第1区域はどこまで、第2区域はどこまでと指定されているけれど、その中で該当する業者がないときは、もう一つ外の業者まで広げるということです。最終的に第5区域までになると、そこまで区域を満たさなければ業者は一者しかいないから一者特命随意契約が可能であるという根拠になるものです。今まではどこまで聞いたのか。どの範囲で聞けばいいのかということが曖昧になりますので、それも含めてこのようなことをぜひガイドラインに入れていただきたい。金額が少なくても枝幸町に該当業者が一者などの場合には、競争性がなくなるので、業種登録してある最低二者になるまで区域を拡大しますと書いて、そういうことを盛り込んでいますので、ぜひやっていただきたいと考えます。合わせて、先ほどから直接、契約、ガイドラインには関係ないのですが、今回、契約の方法を見直すなら、賃金の問題などから入札ということが出てきて、その時に、入札の仕方でもワーキングプアのことが出るのが今までの流れだったので、中小企業振興条例や公契約条例など合わせて検討をはじめて、それらの条例を制定することにより、より身近な業者、中小企業あるいは従業員の方々の生活を守るという方向も叶えられると思います。何でもかんでも入札がベストと思っていませんが、ある程度の整理をすることにより、公共調達の中でもそれが可能になると考えますので、ぜひ一歩進めた行政運営のための仕組みづくりをしていただきたいと考えます。何かあれば答弁いただき、何もなければこれで終わります。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初の答弁の繰り返しになりますが、本町においても本町の実態を踏まえ、他の自治体の取り組み事例、国の取り組み方針を意識しつつ、しっかりしたガイドラインを整備して行きます。